

# 第16回 ODR推進検討会 議事録

第1 日 時 令和3年11月26日(金) 自 午前 9時58分  
至 午前11時23分

第2 場 所 法務省地下1階 小会議室

第3 議 題 1. 開会  
2. ODRの推進に関する基本方針(パブリックコメント付議案)について  
3. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

## 議

## 事

○渡邊参事官 それでは、第16回ODR推進検討会を開会させていただきます。

今回も多くの方にウェブ会議により会議に参加していただき、誠にありがとうございます。

この会議での発言方法につきましては、これまでと同様に挙手機能等を活用していただけたらと思います。

では、垣内座長、よろしくお願いいたします。

○垣内座長 おはようございます。本日もお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 本日の資料は、資料1と資料2の2点となります。

資料1は「ODRの推進に関する基本方針（パブリックコメント付議案）について」と題するもの、資料2は、前回会議でお示ししました「ODRの推進に関する基本方針（素案）」からの変更点を見え消しで表したものになります。

以上でございます。

○垣内座長 ありがとうございます。

そうしましたら、次に、議事次第ですと2というところになりますけれども、ODRの推進に関する基本方針（パブリックコメント付議案）について入りたいと思います。

まず、こちらも事務局から資料の説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 先ほど御紹介しましたとおり、資料1は、前回の御議論を踏まえまして、前回提示させていただきました基本方針の素案を事務局において修文したものととなります。前回からの変更点につきましては、資料2で見え消し版を作成しておりますので、そちらを御参照ください。

資料についてさらに御議論いただきまして、本日お取りまとめいただけるようであれば、来月にでも基本方針案についてパブリックコメントの手续に進めることを想定しております。

事務局からは以上でございます。

○垣内座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、御質問、あるいは御意見がある方がおられましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

佐成委員、お願いします。

○佐成委員 質問をちょっとさせていただきますでしょうか。

前にも御説明があったかもしれないですけども、パブリックコメントに付す前に、この中に、まだ確定していないとか、例えば4ページの20のところ、資料1ですけども、黒ポチが書いてあって、まだ書き足すようなことがちらっと書いてあるんです。この辺りはパブリックコメントまでに補充するという、そういう趣旨でしたか。その点だけ確認させていただきます。

○垣内座長 いかがでしょうか、その点ですけども。

○豊澤部付 この部分は、おそらく2022年3月までに補充するというを想定しております。ですので、パブリックコメントの時点では、おそらくまだ今のこの状態のままパブリ

ックコメントに掛けることを想定しております。

○垣内座長 この4ページの21行目に黒丸があるのは、この黒丸のままパブリックコメントに付されるというようなイメージですか。

○豊澤部付 そのとおりです。

○垣内座長 ということのようですけれども。

○佐成委員 はい、分かりました。

5ページの(注)のところも、今後の状況を踏まえて記載というのも、3月までの時点で補充するという、そういう趣旨ですね。分かりました。ありがとうございます。

○垣内座長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 先生、どの点からでもいいですか。

○垣内座長 はい、特に区切っておりませんので。

○小澤委員 まず1点目ですが、政府のデジタル社会の実現に向けた改革基本方針の中に、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めるということが挙げられていると思いますが、今回の推進策の中には、その点が十分に反映されていないようにも思われました。

ITに不慣れな方であるとか障がいをお持ちの方、日本語による情報取得が困難な外国人の方、経済的理由でタブレット、スマホをお持ちでない方に対する環境整備が必要だと思われるのですが、そうした記載も必要なのではないように思いました。

具体的には、広報の多様化、使用するシステムのユニバーサルデザイン化であるとか、自治体等にタブレットの提供及び使用方法のレクチャーを行う窓口を設けるなどの工夫が考えられるようにも思えました。意見です。

○垣内座長 ありがとうございます。

ちなみに、今の御指摘は、どの辺りに加えるのがよいのかといった点についても御意見等ございますでしょうか。

○小澤委員 ああ、そうですね。どこに入れるか、そこまで、具体的な意見はございません。

○垣内座長 今の御趣旨を踏まえて、実質をどこかに反映すればよろしいということですね。

○小澤委員 はい。

○垣内座長 ありがとうございます。

○小澤委員 お任せいたします。

○垣内座長 今の点、事務局から何かございますか。

○豊澤部付 そうですね、事務局内で考えたいと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。検討させていただきたいと思います。

それでは、出井委員お願いいたします。

○出井委員 出井です。取りまとめありがとうございます。

前回述べたこととも若干重なってしまうかもしれませんが、大きなところとしては、ODRの意義について、最初のところですかね。それについて、一言申し上げておきたいと思います。

前回、私を含め、何人かの委員から、このODRの意義をどう捉えるのかについて意見申し上げましたが、今回明確化されたのですが、脚注の1です。ADRフェーズ部分を単体でODRと位置付けた上で、連携を視野に取りまとめるということで、ADRフェーズだとい

うことで明確化されたのですが、本当にそれでよいのかということ、それから、連携の書き方がこれで十分なのかということが、やはりいまだに気になっているところです。

今回、ADR法を所管している法務省で取りまとめるというものなので、対象としてADRフェーズ、ODR活性化検討会で整理をした四つのフェーズのうちの、ADRフェーズに焦点を当てるとというのは、それはそれで理解できるわけではありませんが、やはり他のフェーズとの連携、特にその前の段階である交渉フェーズ、紛争が起こっている当事者が交渉をする、しかし、第三者は間に入らないフェーズです。このフェーズにつきましては、例えばプラットフォーム型のC to Cのeコマースで、プラットフォームが提供するODRサービスという非常に大きな可能性のある分野があるわけです。御存じのとおり、諸外国では、正にそのフェーズで大部分が解決しているプラットフォームのODRサービスがあるという報告もあります。

したがって、連携という書き方でもいいのですが、特にこの交渉フェーズについては、ADRフェーズに近接した前プロセスとしての位置付けを、もう少ししっかり与えた方がよいのではないかと思います。

この脚注の1に、他のフェーズとの連携も幅広く視野に入れて推進策を取りまとめているとあるのですが、これは、中を見ますと、相談フェーズとの連携は具体的に触れられているところがあるのですが、交渉フェーズとの連携、あるいは交渉フェーズ自体についての記述が、相対的に薄いのではないかと思います。先ほど申し上げた近接した前プロセスとしての交渉フェーズ、これはODRの推進にとっては非常に重要なターゲットであると思いますので、もう少し焦点を当ててもよいのではないかと思います。

さらに付け加えると、これは将来の話になるのかもしれませんが、現行法の下では、ADR段階は手続実施者が関与するわけです。手続実施者が関与しますので、どうしてもコストの問題に直面します。しかし、交渉フェーズはシステムを適切に設計し、また運営すれば、それを解消する手段となり得ると、そういう可能性を秘めているフェーズだと思いますので、ここはもう少し手厚く記述をしてもよいのではないかと思います。

この段階ですので、具体的な書き方ということも本当は提示しなければいけないのかもしれませんが、この交渉フェーズについて書くとしたら、やはり短期目標の中で書いておくべきであるかと思います。

幾つか短期の記述の中に、交渉フェーズに関連する箇所がありますので、そういうところに入れてもらうとか、例えば短期目標の中の、ODR事業への参入支援のところがありましたよね。7ページの③から8ページにかけて。この中に言及していただくとか、それから、その下の8ページの半ばぐらいですかね。デジタル・プラットフォーム関係紛争を取り扱うODRの充実とか、その辺りに入れていただくこともあり得ると思いますし、あるいはそれとは別のところに1項目設けて入れるということも可能ではないかと思いますので、そこは御検討いただければと思います。これが大きな点で、検討いただきたい大きな点の一つです。

あとは細かな表現の問題ですが、資料2の3ページのIの1. ODRの意義の三つ目の丸、このページの一番下の方になるかと思います。ここに「ODRは、同じデジタル・プラットフォーム上で、解決策の検討、相談、交渉の場を一体的に提供することも可能なので」と書いてあって、この解決策の検討、相談、交渉というのは、それぞれ検討フェーズに対応するのだと思いますが、せっきやくここまで書くのだったら、一体的にということを書くのであ

れば、ADRフェーズも一体的なものの中に入れておいた方がよいのではないかと。というのは、これに続く「例えば・・・」の中には、正にADRフェーズも一連の流れの一部として書いてあるので、そこと合わせた方がよいのではないかと思います。

ただ、申し上げておきますけれども、この四つのフェーズを必ず一体的に解決しないと意味がないということではなくて、一体的にやることもできるというところに意味があるのだと思います。ADRフェーズだけをやってもいいし、あるいは交渉フェーズ、ADRフェーズだけをやってもいいということですが、一体的にと書くのであれば、四つを一体的にという形で入れておいた方がいいと思います。

それから、最後に、言葉の問題でもう1点、調停という言葉が使われていますが、これは調停という言葉も多義的ですが、和解の仲介を行わない非拘束的な裁定的なADRもあるわけです。そういうものを特に排除する必要はないと思いますので、調停の意義をどう定義するのかということにも関わりますけれども、できるだけ広く、ADR法が対象としている和解の仲介を要素とするADRだけではない、必ずしもそれに限られない、いろいろな形のADRが対象となりうる、ということにさせていただいた方がいいと思います。

仲裁まで視野に入れる必要があるかどうかはちょっと置くとして、少なくとも非拘束的なもの、ADRの世界では広く捉えられるように、これは、この基本方針全体を通じた言葉遣いの問題ですが、御検討いただければと思います。

取りあえず以上です。

**○垣内座長** どうもありがとうございます。

そうですね、大きく2点、あるいは3点ほどの御指摘を頂いていたかと思いますけれども、最初、ODRの定義・位置付けとの関係で、特に交渉フェーズの位置付けをどうするかという点で、幾つか具体的な御示唆も頂いたところですが、一つには7ページから8ページにかけての記載で、交渉フェーズとの連携・強化という視点をもう少し表現してはいかかかということだったかと思います。

それと、今、ODRの用語法については、3ページの脚注の1で追加されているところですが、ここの書きぶりについても御提案があったということでしょうか。

**○出井委員** これは定義の問題なので、このように定義するというのであればそれはそれでいいと思います。

特にこれは、前回も私及び何人かの方から指摘があったところで、ODR活性化検討会の定義というか、対象とちょっと違ってくるものですから、そこを明らかにし、かつ他のフェーズとの連携、これを明示したというところに意義があると思いますので、私は脚注の1自体は、これでよいのではないかと思います。

もちろん欲を言えば、この中でも交渉フェーズは特出しで書いた方がいいのではないかと気もしますが、ただ、ちょっとそこまで細かくやり出すと、脚注が膨れ上がってしまいますので、これでよいと思います。

あと、本文の記述の中で、交渉フェーズのことをもう少し取り上げていただければという、そういうことです。

**○垣内座長** どうもありがとうございます。

それから、出井委員の後半の御指摘は、同じ3ページの下の方になりますでしょうか。ODRが同じデジタル・プラットフォーム上で解決の検討等を一体的に提供するという中の、

一体的の中身として、ADRも明示的にここでも言及してはいかかということと、それから、調停という用語に関して、少し限定的なニュアンスになっているのではないかという御指摘だったかと思いますが、事務局から何か、今の御指摘についてコメント等はありませんでしょうか。

○**豊澤部付** まず、1点目の交渉フェーズとの連携について、具体策として書くべきではないかということについては、前向きに検討したいと思います。

考えられる位置としては、7ページのODRの使いやすさの向上の中の1項目として、交渉フェーズとの連携について記載するというのも考えられるのかなとも思いましたが、具体的な位置や書きぶりについては検討を加えたいと考えております。

それから、2点目が、解決策の検討、相談、交渉の場という中に、ADRであるとか調停であるといったADRフェーズのことも加えるべきではないかということについても、前向きに検討したいと考えております。

それから、最後の御質問の調停という単語が少し狭いのではないかというところですが、これは、出井委員の方で代わりとなる単語が何かございますでしょうか。

○**出井委員** 出井です。よろしいでしょうか。

この文章全体でどういう言葉遣いをしているかというのを、きちんと見ないといけないのですが、「ADR」という言葉を使ってあるところもあると思います。ADRは非常に広くて、仲裁も含むわけですが、先ほど私は、仲裁はターゲットにしないでよいのではないかという趣旨のことを申し上げましたが、殊更排除しなくてもいいのかもしれない。

「ADR」という言葉を使うのが一つ。

もう一つは、ほかのところ、どこかで使われていたが、「調停等」という言葉も使われていたもので、何々「等」というと、霞が関言葉になって、あまりよろしくはないのかもしれませんが、その辺りの言葉遣いが考えられるのではないかと思います。

○**豊澤部付** ありがとうございます。御指摘も踏まえて表現を検討したいと思います。

○**垣内座長** どうもありがとうございます。

そうですね、調停等というのは、3ページのIの1の冒頭のところで「デジタル技術を活用して調停等の紛争解決手続（ADR）をオンライン上で実施する」という、これ、ODRとして、一応本文では使っていて、その説明として脚注1が付いているということですが、調停等という言い方もあるのかもしれないですね。

脚注1の方では、④のところで「中立公正な調停人の関与の下で紛争解決を図るADR段階」、これをADRフェーズという書き方をしているということですが、ちょっと全体の用語の整合性とかニュアンスを、少しさらに検討するということになるでしょうか。

出井委員、よろしいでしょうか。

○**出井委員** 最後に、趣旨を明確にしておきたいと思いますが、調停という言葉に何で引っ掛かったかという、調停という言葉に関しては、おそらくADR法の和解仲介の定義でも、中立の第三者が仲介行為を行うものをやはり想定していると思うのですね。ただ、ADRには、そういう仲介行為は基本的に行わない、単に案を示すだけと、アーリー・ニュートラル・エバリュエーションみたいなものもありますので、そういうものを排除する必要はないのではないかということです。

調停という言葉を使うと、そういうものは入らないのではないかという疑念が生じてしま

うものですから、そこが気になっているという趣旨ですので、よろしくお願ひいたします。

○垣内座長 ですので、実質の問題として何を表現しようかということと、それから、文言として何が正確・適切なのかという問題があって、文言に関しては、今、御指摘のあった和解の仲介の用法がどうなっているかということも他方あるかと思ひますので、その辺りも含めて少し文案についてさらに精査するということになるかと思ひます。どうもありがとうございます。

そうしましたら、斉藤委員、お願ひできますでしょうか。

○斉藤委員 ちょうど昨日、日弁連ADRセンターのリモートADR部会がありまして、そこでこの基本方針案について、16人の弁護士が集まって議論をしました。

その中で、いろいろな点について指摘があったのですが、まず、総論的な意見を4点ほど紹介したいと思います。後で時間があれば、各論的な字句・表現の指摘については、別途発言させていただこうと思ひます。

まず、総論的な意見は、おおむね批判的な意見です。4点あります。

1点目は、この基本方針案は、ODRの推進が自己目的化しているのではないだろうかという意見です。つまり、ODRはADRの一つの手段であって、そして、ADRは紛争解決の一手段であると。ADRによる紛争解決の意義ということから解き起こすべきではないだろうかというのが第1点です。

二つ目の意見です。ODRの推進の意欲は非常に感ずる内容になっているのだけれども、本当に地に足の着いた推進といえるだろうかという意見です。つまり、民間ADRの現実として、開店休業状態になっている機関が少なくない現状の中で、民間ADRの紛争解決能力を高める、あるいはADRそのものの認知度を高める、そういうことがまず重要なのではないだろうかということです。そういう足元をしっかりと固めた上での推進でない、理想論だけで終わってしまうのではないかという懸念が示されています。

3点目です。これは、利用者に対する財政的な援助ないし支援がまだ弱いのではないか、これをもう少し強く打ち出せないかという意見です。特に司法型、行政型のADRと対比される場合に、民間ADRの弱点はその財政基盤のところにあるのは間違いないと思ひます。これは、ADR全般についての問題ではあるのですが、ODRの推進のためにも民間ADRの利用者に対する、例えば、民事法律扶助の適用の拡大であるとか、あるいは今、養育費等の問題で、地方自治体が、相談者がADRを利用する際に、養育費等の問題で利用する際に、財政的な援助をすることが既に始まっていますよね。そういうようなことを是非提言すべきではないかというのが3点目の意見です。

最後の4点目、これはちょっとなかなか言いにくい点ではあるのですが、この基本方針の中では民間ADRの中における弁護士会ADRの存在が忘れられているのではないかという意見です。つまり、弁護士会ADRは、弁護士法に基づくADRということで、先駆けて民間ADRの分野を開拓してきているわけで、裁判所に対する対抗軸としてのADRを実践的にも理論的にも切り開いてきたという自負があります。その後に弁護士による和解業務の独占、これを緩和する形でADR法が制定されて、認証ADRでも和解業務が認められるようになったという経緯があります。ODRについても、認証ADRだけではなくて、弁護士会ADR、あるいは日本弁護士連合会の存在と動向については是非触れられるべきだと、そういう意見であります。

以上の4点は、ここでの検討会での議論を後戻りさせるという趣旨のものではなくて、弁護士会は弁護士会の観点から見ると、そういう批判的な考え方もあり得るということをお理解いただければという、そういう趣旨の意見になります。

ちょっと長くなるので、一旦ここで切りまして、各論的な字句の修正の問題はまた後で時間を見て発言したいと思います。

取りあえず以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

弁護士会で検討された結果について御紹介を頂いたということですが、事務局から何か今の御意見について等がありますでしょうか。

○豊澤部付 御意見として承りたいと思います。

○垣内座長 御意見として承りつつということかと思えますけれども、はい。

そうしましたら、今、斉藤委員からお話がありました個別の点についても、よろしければ御発言をお願いできればと思いますけれども。

○斉藤委員 分かりました。

見え消し版の方が分かりやすかったので、資料2に基づいてお話しします。

まず、2ページの24行目です。

ここは、前回、私の方から、誰のための、何のためのODRの推進なのかというところを言わせていただいて、それに対応した形でこの赤字の部分を入れていただいて、どうもありがとうございました。

さらに、ということですが、今の24行目のところに、「課題を洗い出し」とありますね。その次のところに、挿入文言として「法的紛争に遭遇した当事者が、円滑にADRを利用し、解決が得られるために」という言葉を挿入したらどうかという提案です。「法的紛争に遭遇した当事者が、円滑にADRを利用し、解決が得られるために」となります。つまり、利用者のための提言だということをやより明確にするために挿入したらどうかという趣旨です。

次は、3ページの11行目、「大幅に」というのがあるのですが、これは本当にそうなのかと。實際上、手続主催者側は、チャットであってもかなりの時間を要するのではないかという意見などがありまして、「大幅に」という文言を削除するか、削除しない場合には「大幅に削減され得る」としたらどうかという意見です。

それから、同じところの12行目ですが、手続の多様性という言葉が出てきますが、この手続の多様性という言葉はあまり聞き慣れていない言葉で、ふだん我々が使うのは手続の柔軟性です。そういう意味では、「多様性」ではなくて「柔軟性」という言葉の方が合うのではないかと思います。

次に、4ページに入ります。4ページの20行目です。

「例えば」で始まりますが、「例えば」の次に、先ほど総論で申しましたが、弁護士会について触れていただきたいと。弁護士法に基づく38の弁護士会ADRセンターのうち、今、8のセンターがリモートADRをやっています、2つのセンターが準備中です。そこで、「準備中を含めて10のセンターがウェブ会議型ODRを導入し、また、」で、その後につなげていただきたいと思います。

もう一回言いますと、「例えば」の次に、「弁護士法に基づく38の弁護士会ADRセンターのうち、準備中を含め10のセンターがウェブ会議型ODRを導入し、また、」で、その後

につなげたらどうかということです。

次は、5ページの2行目から3行目、ここでは「司法型・行政型ODRにも波及させていくことができるかどうか」という下りがありますが、そのところがちょっと強すぎないかということで、その部分を「その流れが司法型・行政型ADRにおいても、利用者のためのODR導入を促進させることにつながる」という表現がいいのではないかと考えます。「その流れが司法型・行政型ADRにおいても、利用者のためのODR導入を促進させることにつながる」としてはどうかという修正案です。

それから、同じページの5行目から6行目に「民間事業者による多様性のあるODR提供の妨げとならないよう」と原文はなっています。この部分ですが、ここは、先ほど総論で言った趣旨を踏まえて「多様性のある民間事業者によるADRが活性化するために、ODRに関する」としたらどうか。「多様性のある民間事業者によるADRが活性化するために、ODRに関する」として後につなげることになりす。

それから、6ページの11行目、ここで「日本弁護士連合会を始めとした士業団体等」とありますけれども、この部分を、「日本弁護士連合会、」でまず一つ読点をいれ、そのあと、「日本司法書士会連合会を始めとした士業団体等」としていただけないかという提案です。

それから、同じページの16行目に、法テラスが出てくるところです。相談機関というくりになっていますけれども、法テラスは情報提供機関でもあるので、法テラスを入れるのであれば、「相談・情報提供機関」という言葉の方がふさわしいのではないかということです。

次が、7ページにいきます。7ページの29行目です。赤字のところです。

ここで、見出しのところですが「ODR費用」と書いていますが、ちょっと分かりにくいので。「ODR利用時の費用」とした方がはっきりすると思います。

それから、31行目ですが、「関係団体等と協力して、」の次に、「民事法律扶助の対象を拡大する、」という言葉の挿入したらどうかという提案です。

それから、32行目、「費用負担を抑制」とありますが、この抑制という言葉はちょっと分かりにくい文言なので、軽減に変えて、「費用負担を軽減」とした方がいいだろうと思います。

あともうちょっとあります。あと3か所あります。

8ページの13行目、ここで「デジタル・プラットフォーム関係紛争」という言葉が出てきます。この「デジタル・プラットフォーム」という言葉自体は、もっと前のページに出てくるのですが、ここで「関係紛争」という文言が使われています。このデジタル・プラットフォーム関係紛争というのは、ODRにとっては非常に重要な意味というか、位置を持っていると思いますので、それを強調するために、脚注を付けていただいて、デジタル・プラットフォーム関係紛争についての具体的な例を示して、意味を分かりやすく説明していただくのがいいだろうと思います。そうすると、メルカリさんのような、メルカリという必要はないですけれども、具体的な例を出していただくことで、「デジタル・プラットフォーム関係紛争」を少し強調するといいです。

それから、次が、9ページの17行目、これは文言の問題です。

「スピード感をもって」という言葉があり、これは政治家がよく好んで使っていますが、ここで使うのはどうかということで、変えたとすれば、「可能な限り前倒しして」とか、あ

るいは「可能な限り早急に」、「早期に」という表現にしたらどうかという提案です。

最後に、10ページの6行目になります。

AIに関しては、検討会で十分な議論がされていません。それなので、6行目のところの「課題の」の部分、こうしたらどうかと思います。「課題を洗い出し、多面的な」という言葉を入れて、次につなげたらどうかと。AIは本当にこれから十分慎重に検討しなければいけない問題だと思います。その意義というか、有用性というのは、これはもちろん皆さん、私も含めて認識しているところですが、どんな新しい問題が出てくるか分からない分野でもあり、課題が今はっきりしているわけではないので、まずはその洗い出しをして、そして、多面的な検討を行うことが必要であるため、そういう文言を入れたらどうかということになります。

以上になります。すみません、随分長くなりましたけれども。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

私が手元で数えたところでは、14点ほどの御示唆を頂いたかなと思いますけれども、大小様々あったかと思いますが、この御提案について、事務局から何か触れるところはありませんでしょうか。

○豊澤部付 全てを反映することは難しい面もあるかもしれませんが、頂いた御指摘を踏まえて検討したいと思います。

○垣内座長 それでは、出井委員、お願いいたします。

○出井委員 重ねての発言で恐縮です。

斉藤委員から指摘のあった大きな4点ほどの点ですが、私も日弁連の会議に昨日は出たので、趣旨はよく分かりますし、私も御指摘には賛成です。

ただ、この基本方針に文言としてどこまで入れるかというのは、この基本方針の性格にもよると思いますし、そこは斉藤委員の御意見も、こういう基本方針を出す場合の前提として、きちんとここは確認しておいてほしい。あるいはこの先の問題として検討しておいてほしいということも含まれていたかと思いますが、そういう趣旨で私も賛成です。

確かにこの基本方針、ODRのことだけが取り上げられていて、その裾野にあるADRはどうかという点は気になります。確か今まで法務省としてADRの推進についてここまで踏み込んだものを出したことはなかったかと思うので、なぜODRだけが突出するのかという問題はあるかと思います。

ただ、正に今回ODRの推進というのを契機に、その裾野にあるADRも一緒に活性化していかなければいけないということであると思います。これは、ODR活性化検討会のときからもそうでしたし、このODR推進検討会でも皆さん同じような認識だと思いますので、それを改めて確認する意味で、斉藤委員の発言は意味があったと思います。

その上で、1点この基本方針案について、先ほど斉藤委員がおっしゃったことの最後のところですかね、AIに関するところですが、それについて、私も1点意見を述べておきたいと思います。

この種の文書の性格からして、全体を通じて推進色、どんどん推進していこうという、正にそういう文書ですので、そういう色が濃いというのはやむを得ないというか、そうならざるを得ないところではあるわけですが、昨日の日弁連の中での議論でも出てきたのですけれども、やはり法的紛争の解決を取り扱うということはきちんと踏まえなければいけないし、

ODRを推進するについての様々な法的、あるいはここに書いてある倫理的な課題についての検討を併せて行うことが重要であるという基本的なスタンスは、もう一度申し上げておきたいと思います。かつそのことを推進、推進だけではなく、やはりいろいろな課題を併せて検討しなければいけないということを、特に中期については考えておかなければならないと思います。AIを活用することが想定される中期の課題の中では、そちらの方面に法的・倫理的課題の検討を併せて行うことが重要であるという方面も、もう少し厚く述べておくべきではないかと感じました。

特にAI技術の活用を視野に入れた問題点の検討です。

斉藤委員からは、今、確かにこの検討会では、AIのことはそれほど、本当にさわりしか議論していないので、なかなか具体的に書くことは難しいのではないかと御指摘もありまして、それはそのとおりだと思います。正に今後どういう課題が出てくるか分からないという状況だと思いますので、ある程度そこは抽象的な書き方にならざるを得ないと思います。しかしそれでも、現在の資料2の見え消しの10ページの「AI技術を活用したODRの実現を見据え、AI活用と倫理等に関する課題の検討を進める」という、ちょっとこれだけの、2行だけでよいのかというところは気になったところです。

この問題は、ODR活性化検討会でも、IT技術及びAIを活用する場合のいろいろな問題が指摘され、取りまとめの中にも入っていたかと思えます。若干この基本方針でも触れられているわけですが、セキュリティーの問題、それから情報の引継ぎの問題、それについてのインフォームド・コンセントの問題、それから、今後AI技術を使う場合は、正に利用者が自分の情報をビッグデータとして吸い上げられてしまうことをどう考えるかという問題とか、データのバイアスの問題とか、いろいろな問題があるわけです。これらを網羅することは難しいとしても、幾つかの課題が既にもうアイデンティファイされているということも含め、何らかの形で記述をしておくべきではないかと思えます。

おそらく事務局としては、あまり課題抽出のレベルでもまだふわふわしている段階で、あまり具体的なことは書きたくないと、それは逆に危険であるという御趣旨で、この2行にまとめられているのかもしれませんが、私としては、もう少し例示的な課題抽出ぐらいはして、将来そのほかの課題も含め、こういう問題も併せて検討していかなければいけないと、そういう記述をする。そういう姿勢も併せて示しておくことが、この種の文章としては大事なのではないかと思えます。

正にその辺りは、今後、この3の推進・フォローアップ体制の中で、これはODR協会、ADR協会、それから日弁連、仲裁人協会等も含め、みんなで検討していかなければいけない問題、さらには各事業者が検討しなければいけない問題だとは思いますが、その取っ掛かりになるようなものを入れておければなと思います。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

記述という形で申しますと、特に10ページのAI技術の活用について、もう少し手厚く、既に指摘されている問題の例示等も含めて、記述を充実させてはどうかという御示唆を頂いたところかと思えますけれども、事務局から何かこの点についてコメントはありますか。

○豊澤部付 斉藤委員と出井委員の御意見を踏まえて、少し検討したいと思えます。

○垣内座長 よろしく申し上げます。

それでは、小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 ありがとうございます。

先ほどの斉藤委員の指摘と重なる部分もあるのですが、7ページのODR費用の多様な負担方法の紹介についてですが、費用負担について追記されたという点はよかったと思っています。ただ、その対応として取組を集約し、紹介するということだけで、あとは民間の自主的努力に委ねるということでは、真にODRの推進につながるのかという懸念を持っております。

そこで、前回の検討会でも申し上げたところではあるのですが、財政面についての対応もプランに盛り込む必要があると考えているところでありまして、例えばですが「ODR費用の多様な負担方法の紹介について」とあるのを、これを「ODR費用の多様な負担方法への対応」とした上で、負担方法の紹介は飽くまで例示ということにし、制度的対応、あるいはその検討も行う必要があることを明記する方がよろしいのではないかという意見を持っております。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

7ページが一番下のところですかね。ODR費用の問題に関して、紹介ということに加えて、もう少し幅広く対応という趣旨を示した方がいいのではないかということですが、これにつきましては、何か事務局からありますか。

○豊澤部付 実現可能性の問題もあろうかと思いますが、検討はしたいと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

さらに御発言ございますでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

○上田委員 ありがとうございます。

今回、この基本方針、非常に積極的なというか、非常に前向きな案を多々原案としてお出しいただきまして、ありがとうございます。

私は、おおむねこの基本的な方向性にはもう賛成で、あとはもう細かな文言について気付いた点しかないのですが、まず、7ページの②の一つ目の丸の、二つ目、相談機関からODR機関への情報連携、16行目辺りになります。当事者からの情報提供は的確なワンズオンリーと、今回文言を追加していただきまして、これはおそらく前回でしたか、山田委員からの、これは情報連携だけではなく、情報遮断のような規範的な問題もある。こういう御意見を反映されたものかと理解しております。ここにつきましては、これで反映できているということが言えれば、私も異存はありません。

他方で、この情報連携か、それか情報遮断の問題は、規範的な問題なので、「的確な」という文言で反映し切れているかということについては、若干疑問も残るかなというところで、一つの案としまして、1行下の17行目辺り「相談機関からODR機関への情報連携」の直後に、例えば「及び情報の管理」とか、そういう文言を追加するというのもあり得るのかなと感じました。これが1点目です。

それから、2点目は、8ページの13行目のデジタル・プラットフォーム関係紛争に類する問題ということになるのですが、業界型ADRについて、何か言及があればという

意見です。ODRの推進にとって、特には紛争当事者の最初のアクセスである検討・相談フェーズは重要ですし、そのときに自分が紛争に直面した時点で、汎用的な何でも受け付けてくれるという相談窓口に行くか、その紛争類型に特化したコンテンツやサービスにアクセスするかという問題はあろうかと思えます。特化した方については、どちらかというとな業界団体等が提供する相談機関等も、一つ重要なアクセスポイントなのかなと考えておまして、そこで、この8ページを拝見しますと、プラットフォームについては「関係省庁等と連携し、デジタル・プラットフォーム事業者との間で」ODRの提供について議論するとありますので、せっかくの機会といいますか、法務省にお願いできるかという問題はありますけれども、可能であればこの各種業界団体との間でも、業界型ODR、別にODRフェーズまで踏み込む必要はなくて、例えば検討・相談フェーズについて、オンラインで提供するということの推奨等について、このデジタル・プラットフォーム事業者と並んで、そういう項目があればという意見であります。

最後に、10ページにつきまして、先ほど出井委員から御指摘のありましたフォローアップについての御意見に、私も賛成でありまして、ODRについては理論的にもまだ未解明の部分、これから学術的に検討すべき課題も多いと思えます。先ほどのAIの問題もそうですし、それからセキュリティーの問題、それから情報法的な様々な問題、それからデザインとかアーキテクチャーに関するような問題も色々ございますので、これも10ページの3の8行目、推進フォローアップ体制以下の文言で、表現がもう既にカバーされているのであれば問題ないかと思うのですが、一つの案として、18行目辺り「我が国におけるODR推進に向けた取組」の後に、「や、明らかになった規範的・倫理的・技術的課題に対する検討」というような文言を追加していただいて、様々なODR事業者、行政機関、相談機関、士業団体、裁判所、研究者等々が知見を総合して、検討に当たるということを含めていただければ幸いに存じます。

私からの意見は以上です。ありがとうございます。

○垣内座長 どうもありがとうございました。3点ほどの御指摘を頂いたということかと思えますけれども、これにつきまして何かありますか。

○豊澤部付 御指摘ありがとうございます。是非検討したいと思えます。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、佐成委員、お願いいたします。

○佐成委員 資料2で、AIの活用に関する10ページの「AI技術の活用とその倫理についての課題の検討」というところで、「課題」に関してはかなり御指摘がされていたわけですが、私がちよっと指摘したいと感じましたのは、「AI技術の活用」という部分についてです。つまり、その前の9ページのところでは、データベースの整備という話があって、その次にくるのは、むしろAI技術の活用のアイデア出しみたいなものがまずは来るべきだろうと思えます。何かAIなるものを作りさえすれば、即何か紛争が直ちに解決されるというような類いのものではおそくないと思えます。データベースの整備ということから入るのであれば、例えばそこからAIを活用して法的論点を効率的に抽出するとか、そういったようなアイデアも当然あり得るわけでありまして。多様なAI技術の活用という、まずそのアイデア出しの部分で、課題出しの前に、まずそういったものがあって、その上で、それを前提に、個人情報の問題等の、セキュリティーやプライバシーに関わる、いろいろ問題が出て

くと思うのです。そういった法律問題や倫理的な問題というのは多様なA I技術の活用に伴ってその後に出てくるものだと思いますので、もう少しA I技術の活用という部分のアイデア出しみたいなところも強調された方がいいのではないかと思います。

何かこれだと、A Iの活用については、データベース化して、あとは何かその課題を検討すればいいような形になっていますが、A Iの活用にはいろいろな可能性がありますし、現在、私自身を含めてですけれども、まだ十分にどんな活用の仕方があるかというのも分からないわけなので、その可能性をやはり探る必要があるのではないかと思います。

どうもここで言う課題は、A I活用がずっと身近になった未来における究極的な課題というようにも見えますので、むしろその前段のA I活用の可能性みたいなところをきちんと検討するということがやはりまずは入っていた方が良くと思います。ずっと未来の課題抽出だけがいきなり出てしまうと、何となくA Iに関しては消極的なイメージしか残らないような印象を受けます。

しかし、私は、A I技術を積極的に活用していく可能性というのは、まだまだ未開拓ではないかと思っていますので、その辺りもきちっと書いておいた方がいいのではないかと思います。

具体的な文言として入れるとすれば「A I技術の活用のアイデア出し」みたいな、そういった表現をちょっと入れていただくなり何なりで、少しその辺の雰囲気を出していただければそれで結構だと思います。趣旨としては、今、申し上げたとおりです。

以上でございます。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

この点は、事務局から何かありますでしょうか。

○豊澤部付 内部で検討したいと思います。

○垣内座長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田委員 ありがとうございます。山田でございます。

今回の取りまとめ、全体の方針として特段異存はないところでございますけれども、大きく三つの点に気が付いたということを最初に述べさせていただきたいと思います。

一つは、先ほどの斉藤委員、出井委員からのお話とも重複するのですが、やはりADRそのものの底上げを前提としないと、ODRといってもそれが活性化するにはなかなか考えにくいということ、それから、中にもODR機関という言葉が何度か出てまいりますけれども、現在ADRをやっている機関において、話し合い部分をウェブ会議に置き換えているというところについて、自らがODR機関であるという自覚はあまりないのではないかと思います。正にそういったADR機関で、今からデジタル化を進めていこうというところを積極的に取り込んでいくという姿勢があった方が良くはないかなと思います。ということが1点です。

それから、2点目ですが、これも先ほど出井委員から御指摘のあった、御議論のあったところですが、この3ページの(注1)のODRが多義的であるというところであります。

まず、この四つのフェーズをお書きになったのは、活性化検討会の取りまとめを前提とされたのだと思いますが、それは、その旨お書きいただくと紛れがないのではないかと思います。

す。活性化検討会においてはこのような取りまとめであると。

ただ、その上で、活性化検討会の取りまとめにおいても、仲裁はADRの中で重要な一部であるけれども、今回は、いわゆる消費者を中心として検討したので、それは一応除いていると書いてございまして、今回のこの方針との関係では、必ずしもB to Bのような紛争をODRから外すという趣旨でもなかったかなと思いますので、その意味で、どこまでどのように書いていただくかというのは御相談かと思えますけれども、仲裁あるいは出井委員から御指摘のあったような裁定のようなものです。それも含み得るということをお書きいただければ有り難いかなと思います。

3点目は、同じくこの3ページ目から4ページ目に係るところですが、四つのフェーズの連携については、同一のプラットフォームに乗るということを強調しておられるわけですが、現状からいたしますと、同一プラットフォームで全てのフェーズが展開されるというのは、なかなか現実的には、直近には考えにくいところでありまして、むしろ現在、点として存在しているものを、全体がIT化していけば連携がしやすくなっていくということ、そして、連携には、先ほど上田委員からも御指摘があったように、危険性というものも伴うということをお書きいただく姿勢の方が、現実にも即しますし、現在の相談機関等の御努力、実績にも見合うのではないかと思います。

そのような大きな点を前提といたしまして、細かな具体的な文言に落としますと、例えば、これは資料の2の方ですけれども、3ページの24行目でしょうか。「ODRは相談、交渉と合わせて」というところですが、こういう各フェーズ間の連携によってそれぞれがIT化されるということで、それぞれの連携が容易となり、そのメリットがあるほか、同じデジタル・プラットフォーム上であれば、またこういうメリットがあるというような書きぶりにしていただくということが、一つ考えられようかと思います。

それから、4ページ目においても、これはワンストップの場合をお書きになっている、4ページの上の方です。お書きになっているということですが、例えば2行目で、その「紛争の予防にも資する」というところですが、これなども、おそらくは「ODR全体として」とか、あるいは「総体として」といったように、少し限定というか、説明を加えていただいた方が、紛れが少ないかなと思います。

それから、6ページ目以下、ちょっと網羅的かどうか自信がないのですが、6ページ以下のところで、例えばODR週間の設定ということは、私も賛成はするのですが、例えばここもODR機関だけを対象とするという、既存のADR機関はどうなんだろうという感じになろうかと思いますので、書きぶりは「ODR (ADR)」なのか、「ADR・ODR」なのか、それはいろいろかと思えますけれども、ADR、ODR全体を通じて活性化をしていくという書きぶりにしていただけますと有り難いように思えます。

同じことは、例えば7ページの②の相談からODR機関への照会ルートというのも、これもやはりADR機関のことも想定をしていただく必要があるのかなと思います。

それから、8ページ目の、これは先ほど申し上げました三つの方針とは少し違うのですが、8ページ目のデジタル・プラットフォーム関係紛争のところ、私もここは非常に重要な点だと思っておりますが、書きぶりはもう今まで先生方からいろいろと御示唆がありましたので、それ自体は私も異存がなく、現在の書きぶりで、18行目の「第三者委託によるODRの提供について議論する」というところですが、これは提供の在り方について、ど

のような在り方が適切なのか、適当なのかという規範論をやっていただくという書きぶりにしていただけると有り難いように存じました。

そして最後に、もう1点ですが、9ページの②の最初の丸のところ、海外のODR技術の調査研究というところがあります。これは実際に海外に赴かれて、詳細に調査なさるといふことだろうと思うのですけれども、日本のODRをより活性化させていくというためには、まずは現在、様々なものが世界にあるということですので、それらを簡単に、まあ横のものを縦にするレベルでもいいと思うのですけれども、こういったものがありますと、こういう流れでこうなっていますということを、まずは簡単なもので結構ですので、早急に短期目標としてやっていただいて、既存のADR機関、あるいは新規参入する機関にヒントを提供していただければ大変有り難いかなと存じます。

長くなりました。すみません。私からは以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

これも、この御意見を踏まえて御検討ということで、何か特にありますか。

○豊澤部付 最後の点というのは、短期目標のところには何か記載をした方がいいのではないかなという御趣旨でしょうか。

○山田委員 そうですね。あるいはこの中期目標にお書きですけれども、これらについては早期に行うというような書きぶりでも結構かと思えます。

○豊澤部付 この世界最先端のODR技術の調査研究について、もっと早期行うということに記載するというようなイメージでしょうか。

○山田委員 そうですね。ここにお書きなのは、海外に行つてということかと思えますので、それはそれで深掘りする研究というのは必要で、それは一定の時間が必要だと思うのですけれども、そうではなくても、世の中こんなものがありますよと。ただ外国語で書かれているものが多いので、差し当たって日本語で御紹介を頂くということは早めにやっていただければどうかという、この調査研究のめり張りみたいなお話です。

○豊澤部付 分かりました。ありがとうございました。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、お待たせしましたけれども、渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員 ありがとうございます。取りまとめありがとうございます。

今、先生方の御意見も様々に伺いまして、思うところをお話しさせていただければと思っております。

まず、そもそもの話にはなってしまうのですが、やはりODRがこれだけ世界で議論をされるに至っているというのは、やはり正義へのアクセスを開くものであるべきだということろが大きいと思えます。

そういった意味で、これまで司法の空白となっていたところに、紛争解決の選択肢を提示する、例えば本人訴訟を支援したりですとか、泣き寝入りになっていたような事案をきちんと対応するということろがあると思えますので、先ほど出井委員だったと思えますが、その他のフェーズとの連携に対する御意見がありましたが、そこに関しては、やはり脚注でADRフェーズを単体でODRと位置付けた上でとあるので、そこについて発言させていただきたいなと思っております。

これ、すみません。私、資料1の方を見てしまっているのですが、「はじめに」のところ

で、検討、相談、交渉、解決手続といった司法アクセスとあるのですが、英語でやはりアクセス・トゥ・ジャスティスということで、正義という言葉にここを変えてもいいのかなと思っています。というのも、伝統的には司法アクセスといいますと、民事法律扶助の拡充ですとか、弁護士の利用ができるようにするための施策が中心だったわけですが、より広げてということで、今、正義へのアクセスに関する議論が高まっているので、ここを変えてもいいのかなと思ったのが1点です。

もう一つが、ODRは、まだ新しいもので、議論すべきところが多いということ、これまでの先生方の御意見からもあったところで、それは正におっしゃるとおりだと思っているのですが、やはりODRを良い仕組みにするためには、デザインの観点からどのような議論がなされるかということが非常に重要ですので、そこに関してももう少し言及をしてもいいのかなということ、お話を伺っていて感じた次第です。

具体的にといいますと、ここに入れるのがよいのかどうか、その辺は事務局にお任せしたいと思うのですが、例えば資料1の3ページの「アクセシビリティの観点からも優れている。」の後にですかね。「そのためにはデザインの観点から、優れた仕組みが検討されることが重要である」といったものですか、あとは、同じページの23行目、「ODRは、そのデザイン次第で」というような形で、そのデザインのフェーズが非常に重要であるということを加えてもいいのかなと思っています。7回目だったと思いますが、発表の中でも、既存の手続を単にIT化するだけではなく、新たな仕組みとしてデザインをしていく、考えていくということが重要であるということを発表させていただいたのですが、そういった意味からの指摘になります。

あとは、最後の方に、一般の方にとって利用しやすいものを作るということで、10ページの二つ目の丸のところの14行目に「ODRの利用者の意見に常に耳を傾けながら」と書いていただいているのですが、これにさらに加えるような形で、例えばですが「利用者にとっての利便性や満足度の向上に資するものとなるよう」といった形で入れるのもよいのではないかなと思い、発言をさせていただきました。

以上となります。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

これも、事務局において御検討いただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

さらに御発言ございますでしょうか。

小澤委員、お願いいたします。

○小澤委員 すみません、ありがとうございます。

先生方がおっしゃっている意見と関連する部分もあると思うのですが、ADR法の施行されたときにも、同じような議論がされたと記憶していますが、残念ながら現在、まだADRが社会に十分認知されているとは言いにくい状況があると思います。そうしますと、ADRやODRの世界だけを見るのではなく、裁判を含めた紛争解決方法の一つとして考えて、施策を考えていく必要があるように思っています。

具体的に申し上げますと、現在、民事裁判については、IT化に向けて法制審議会において検討が進んでいるところではありますけれども、法制審議会の議論において、チャットを利用した手続が議論されているわけではないという状況です。

そこで、例えば期日指定のないチャット型の紛争解決を望む当事者に対しては、チャット型のODR機関をIT化後の裁判所システムのホームページ上から案内をするなど、司法アクセスの拡充という観点から、訴訟とODRを相互補完的なものにするような施策を盛り込むべきではないのかなという意見を持ちました。

以上です。

○垣内座長 ありがとうございます。

裁判との連携も視野に入れるということかと思えますけれども、これも御趣旨は。

○豊澤部付 実現可能性の点で少し難しい面もあるかなと感じたところではございますが、検討はさせていただくということになるかとは思います。

○垣内座長 貴重な御視点を頂いたかと思えます。

それでは、さらに御発言いただける方はおられますでしょうか。おおむね御意見は頂戴できたと考えてよろしいでしょうか。

出井委員、お願いいたします。

○出井委員 ありがとうございます。

基本方針のこの文案についての意見ということではないのですが、皆さんの御意見をお聞きしていて、感想を持ちましたので、この機会に述べさせていただきたいと思えます。

一つは、渡邊委員の御意見の中で、デザインが大事であるという御指摘がありました。これは確かにそのとおりだと思ひまして、この基本方針の中にもそれに関するものを入れられれば入れていただきたいのですが、やはり我々、今までのADRに慣れ親しんできた者からすると、どうしてもそこが出発点になってしまうのですが、ODRはそれにとどまらない、紛争解決のデザインを大きくそこから作り変える可能性を秘めているものであるというところが大事であると思ひます。その過程で、もちろんいろいろな課題は出てくるわけですが、それを一緒に解決していくというところが、これからの推進では大事だと思ひます。

基本方針を変えてくれということではありませんので、これは渡邊委員の御指摘についてのコメントです。

それからもう一点、同じような区分になりますが、佐成委員からの御指摘で、これはAIについても、実は同じようなことが言えて、先ほど私、AIについては、課題の方もしっかり書くべきではないかと申し上げましたが、ただ、佐成委員御指摘のように、AIといってもまだどう活用するのかというのが、正に議論は緒に就いたばかりという状況です。一足飛びにAIが和解仲介を行うとか、AIが判定を行うとか、そういうところを想定してしまうのですが、おそらくそうではなくて、その前に、AIの活用の仕方というのはたくさんあるのだと思ひます。、データベース化の後、その次すぐ課題に飛んでしまっているような気もするので、そこにこのAIの活用の仕方についても、そもそも活用の仕方自体について、いろいろな検討をしていかなければいけない。正にここもデザインが必要になるのだと思ひます。その視点は大事だと思ひました。

佐成委員が先ほどおっしゃったように、その活用の仕方考えた後で、その課題という、論理的な順序としてはそうなるのかもしれませんが、おそらくこれも、先ほどのODRのデザインと同じで、デザインを考えながら、あるいはAIの活用の仕方考えるのと並行して、直面していく問題が次々に出てくると思ひますので、それを併せて検討するという、そういうプロセスになるのではないかなと思ひました。

これは単なるコメントですので、別に反映していただく必要はありませんので。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

さらにこのアクションプランの素案につきまして、御意見、御質問等おありであれば伺いたいと思いますけれども。

齊藤委員、お願いいたします。

○齊藤委員 すみません、出井委員は御自分がおっしゃったことは、単なるコメントで、反映させてもらう必要はないと、謙虚というかへりくだっておっしゃったのですが、これは反映させるべきではないかな。聞いていて、非常に納得感があって、大事な点だなと思いましたので、是非反映させる方向で、事務局で検討していただければと思います。

以上です。

○垣内座長 デザインの重要性といったところ、それから後半では、先ほど佐成委員からも御指摘のあったAIに関する記述について、積極的な活用の在り方についても、現在必ずしも分かっているわけではないので、その辺りの検討というステップも重要なのではないかと、御指摘があったところと、同様の方向での御発言を頂いたところで、それについて、是非反映できるところは盛り込んでどうかという御示唆ということかと思えます。

ほかにございますでしょうか。おおむね御意見は頂戴できたと考えてよろしいでしょうか。

それでは、さらに追加の御発言の申出ということはないようでありますので、このODRの推進に関する基本方針（パブリックコメント付議案）についての議論は、ここまでということにさせていただきたいと思えます。

10ページ程度の文章でありますけれども、非常に緻密に御検討いただきまして、様々貴重な御示唆を頂いたところかと思えます。

基本方針の基礎となっているところは、この推進検討会でもこれまで回を重ねて議論してきたところ、これが盛り込まれているということかと思われまして、御指摘のあった点について、表現としてなかなか意を尽くせていない部分とか、あるいは行間には書かれているかもしれないけれども、もう少し正面から出した方がいいのではないかと、いった部分も多々御示唆を頂いたところかと思えます。

大きな方向性について、御異論があるということではなかったように思いますので、頂いた御意見を踏まえて、さらに字句等について、今日頂いた御意見の御趣旨をどういう形で反映できるのかということを検討させていただくことになるかと思えます。

渡邊委員、御発言おありでしょうか。

○渡邊委員 すみません、先ほどの発言で、とお話ししたか記憶がなくて、ODRが海外で議論されているというところで、ODRはイノベーションとなるのではないかと、議論の中で中心になっていると。

そういう意味で、今回の文書でそういったイノベーションになり得る、社会システムを変えるものになり得る可能性をODRが持っているということが、特に書かれていなかったような気がしますので、そこについて、発言していなかったと思えますので、すみません。今、思い出して発言させていただきました。

垣内先生、おまとめの後に大変失礼いたしまして、申し訳ありません。

○垣内座長 いえ、どうもありがとうございます。

最後に出井委員が御発言された点とも重なるところがあるのかなと思えますけれども、○

DRというのが社会システムを変える非常に大きな、潜在的な可能性を秘めているということについて、改めて意識しておいてはどうかということだと思いますけれども。

○渡邊委員 了解しました。申し訳ありません。

○垣内座長 いえ、とんでもないです。

ということで、いろいろ御示唆を頂いたところですので、これを踏まえて、事務局で所要の作業を行っていただきまして、パブリックコメントを実施するということになるかと思えます。

大変恐縮ですが、このパブリックコメントに付す基本方針の案につきまして、字句等につきましては、最終的には私、座長に御一任いただくという形をお願いしてよろしいでしょうか。

○斉藤委員 異議なし。

○垣内座長 どうもありがとうございます。

それでは、御異議がないというように承知いたしましたので、そのような形で進めさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

そうしましたら、本日予定しておりました議題は以上ということでございますので、本日の議論としてはここまでということにさせていただければと思います。

事務局から、今後の日程等について御説明をお願いいたします。

○渡邊参事官 次回の会議は、来年の1月28日午前10時から正午までを予定しております。詳細は追って事務局から御連絡を差し上げたいと思います。

以上です。

○垣内座長 どうもありがとうございました。

今回は来年ということですので、委員、御関係の皆様におかれましては、この検討会との関係では、良い年末年始をお過ごしくださいということになるかもしれませんが、それでは、本日の会議はこれで終了といたします。

本日も大変御熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。また次回もよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

—了—